

市民税・県民税 特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書  
年度 ( 年分)

納税義務者 住所  
氏名 印  
生年月日 年 月 日 電話番号

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る市民税・県民税（住民税）の課税方式について、所得税の確定申告とは異なる課税方式を選択する場合は、この申告書を作成の上、納税通知書が届く前までに提出してください。

ご提出にあたっては、特定口座年間取引報告書等（コピー可）を添付してください。

確定申告した（予定含む）上場株式等の所得 ※損益通算前			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	
上場株式等の譲渡所得等（源泉徴収選択口座内のものに限る）		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315%（復興特別所得税含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）。  
（注意）上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

申告する番号に○をつけてください。

- 1 上記の確定申告をした上場株式等の所得について、住民税では申告しません。（申告不要制度を適用）
- 2 上記の確定申告をした上場株式等の所得について、住民税では下記のとおりとします。

《 2を選択した場合に記入してください。 》

《 2を選択した場合に記入してください。 》			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	
上場株式等の譲渡所得等（源泉徴収選択口座内のものに限る）		円	円

※注意事項

- ・源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡損失を申告する場合は、同一口座内の配当所得等についても申告が必要となります。
- ・申告不要を選択した所得に係る配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、配当控除の適用はありません。
- ・所得税と住民税で異なる課税方式を選択したことにより、所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合は、翌年以降の申告の際に整合性を注意してください。